

【町民コメント募集】

「美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例（案）」に対するご意見を募集します

令和6年12月 美瑛町保健福祉課

美瑛町では、手話が1つの言語体系を有していること、障がいの特性に応じた多様な意思疎通の手段が障がいのある人にとって必要不可欠であるということの認識に基づき、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いを理解し個性を尊重することによって、誰もが自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与するため、本条例の制定に向けた取組を進めています。

このたび、条例案がまとまりましたので、町民の皆さまへ公表し、ご意見をお寄せいただく「町民コメント」を次のとおり実施します。

— ご意見募集要項 —

▽意見募集期間

令和6年12月16日（月）～令和7年1月16日（木） ※期間内必着

▽条例案の閲覧方法

役場（1階町民コーナー）、町民センター、図書館、ビ・エールに備え付けてある「条例案」を確認いただくか、役場ホームページからダウンロードにてご覧いただけます。

▽意見の提出方法

(1) 郵送の場合

「意見用紙」に必要事項を記入し、下記まで郵送願います。

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場保健福祉課 宛

(2) ファックスの場合

「意見用紙」に必要事項を記入し、下記まで送信願います。

美瑛町役場保健福祉課 宛 0166-92-1115

(3) メールの場合

タイトルを「条例案への意見」とし、「意見用紙」に必要事項を入力し、下記アドレスに送信願います。

送信アドレス hoken_fukushi@town.biei.hokkaido.jp

(4) 回答フォームでの入力の場合
右記QRコードを読み取り、入力願います。



(5) ご意見箱への投函
条例案の設置場所に備え付けの「ご意見箱」に投函してください。

▽意見提出ができる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に存する事務所または事業所に勤務する方、町内に存する学校に在学する方
- (3) 町内で事業活動を行っている団体（個人を含む）

▽留意事項

- (1) ご意見の提出に当たりましては、氏名・年齢・住所・区分を任意でご記入ください。
- (2) 個人情報、個人情報の保護に関する法律に基づき、適正に取り扱います。また、ご意見の概要を公表する際は、氏名・住所・区分は公表せず、年代のみを記載します。
- (3) ご意見の概要を公表する際は、類似意見の集約や分割する場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 電話によるご意見の受付や個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。